

大潟村商工振興会規約

第1章 総則

第1条 本会は、大潟村商工振興会と称し、事務所を大潟村字中央1番地1に置く。

第2条 本会の地区は、大潟村の区域とする。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、大潟村における商工業の総合的な改善発達を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商工業に関する情報および資料を収集し、及び提供すること。
- (2) 商工業に関する講習会および講演会を開催すること。
- (3) 会員相互の親睦を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う事。

第3章 会員

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、大潟村において、引き続き6ヶ月以上営業所、事務所、工場、または事業場を有する商工業者とする。

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、役員会の議決を経て別に定める加入手続きにより、本会に加入することができる。

第7条 会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費の金額ならびにその払込の方法は、総会の議決を経て、別に定める。
- 3 過去3年間において会費が未納の会員については、退会したものとみなす。

第4章 役員

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 5人
- (4) 監事 2人
- (5) その他会長が必要と認めるもの

第9条 会長、副会長、理事、監事、は総会において選任する。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

3 理事は、本会運営に関する重要事項を審議する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

第11条 役員の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 総会

第12条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき招集する。

第13条 総会において、次に事項を議決する。

- (1) 予算、決算並びに事業計画に関する事項
- (2) 規約の変更、改廃に関する事項
- (3) その他重要と認める事項

第6章 役員会等

第14条 会長、副会長及び理事をもって役員会を組織し、会長が必要と認めたときこれを招集する。

第15条 役員会は、役員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は過半数で決する。

第16条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会員が負担する会費の徴収時期及び方法
- (3) 本会の運営に関する事項
- (4) その他業務の執行に関し必要と認める事項

第17条 本会に必要に応じて、役員会の議決により、委員会をおくことができる。

2 委員会の委員は役員会の議決を得て会長が委嘱するものとする。

3 委員の任期は2年とする。但し、任期途中で委嘱された委員は、役員の任期満了日までとする。

第7章 事務局

第18条 本会に事務局を設け、次の職員を置き、会長がそれを任免する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

第8章

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

第9章 補則

第21条 この規則で定めるもののほか、本会の業務の執行について必要な事項は、総会の議決を経て別に定めるものとする。

附 則

この規約は昭和63年2月26日から施行する。

この規約は平成14年5月29日から施行する。

この規約は平成18年6月28日から施行する。

この規約は平成29年7月10日から施行する。